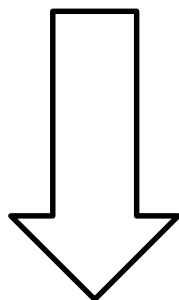


申し込みから所有権移転登記までの手続きについて

1. 申込書を提出する

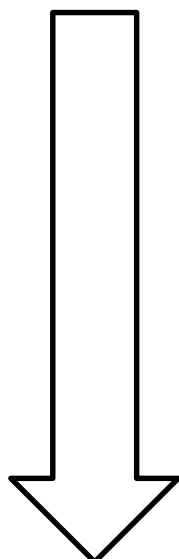


まずは『平井分譲地申込書』に費用事項を記入の上、市役所用地開発課へご提出ください。

申込用紙は、市役所用地開発課で随時配付しておりますが、ホームページ上からでもダウンロードできます。(PDF形式)

なお、申込書の連絡先には、平日昼間でも連絡がつく電話番号を記入してください。

2. 契約書を交わす



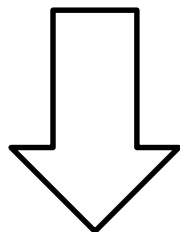
市で申込書を受理し、契約書の作成を行います。契約書作成には、1～2週間程度かかります。

契約は、市から電話連絡により、日時を調整させていただいた後、締結することになりますが、契約書に貼付する収入印紙のご用意をお願いします。金額は、事前に電話でお伝えします。

また、契約書に押印する印鑑は、印鑑登録のしてある実印となりますのでご注意ください。

なお、契約時に土地代金の納付書をお渡ししますので、契約日から60日以内にお支払いをお願いします。

3. 所有権移転登記



土地代金のご入金が確認できしだい、市役所用地開発課で所有権移転登記手続きを行います。

法務局への登記申請の際、登録免許税が必要となります。金額については、事前に連絡させていただきますので、ご用意をお願いします。

4. 土地の引渡し

※その他、不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。

問い合わせ先

新城市役所 建設部 用地開発課

電話番号：0536-23-7641